

《論 説》

欧州連合とフランスの難民認定制度（一）

大 藤 紀 子

はじめに

一 フランスにおける難民認定制度

1 1952年法に基づく制度の内容と問題点

- (1) 難民認定手続の開始
- (2) OFPRAによる審査
- (3) CRRによる審査
- (4) 領土内庇護
- (5) 「難民」の範囲をめぐる問題点

（以上本号）

2 2003年改正法による制度改革

二 欧州連合の共通難民庇護・移民政策

おわりに

はじめに

1951年7月28日の難民の地位に関するジュネーヴ条約を、フランスは1954年に批准している（1954年3月17日の批准法律〔54-290〕）。同条約に基づいて保護される「難民」の地位を獲得するための条件は、批准に先立ち、1952年7月25日のフランス難民および無国籍者保護局（以下、OFPRAとする。L'Office française de Protection des Réfugiés et Apatridesの略）に関する法律に定められた。同法は、外務省の所轄下にある公共機関¹⁾OFPRAおよびコンセイユ・

1) ただし独自の権利能力を有し、財政的・組織的に独立している。OFPRA, Les missions et l'activité de l'Office Français de Protection des Réfugiés et Apatrides, juillet 2001.

デタ（国務院＝破毀審）の判断に服する特別（例外）行政裁判所²⁾である難民訴訟委員会（以下、CRRとする。Commission des Recours des Réfugiésの略）に難民の地位の認定を委ねている。

1952年7月25日の法律は、その後1998年5月11日の法律（98-349）（俗称：シェヴェヌマン法 [Loi Chevènement]）によって改正された。1998年法による主要な改正点は三つある。すなわち、①法の名称を「外国人の入国・滞在および庇護権に関する法律 (Loi relative à l'entrée et au séjour des étrangers et au droit d'asile)」に改め、②憲法上の庇護を新たに制度として創設し、③それまで通達によって実施されていた恩恵的庇護の制度を「領土内庇護」として法定したことである³⁾。

この1952年法を新たに改正する法案が、2003年4月15日に外務大臣（ド・ヴィルパン）によって閣議に提出され、12月10日に採択、2004年1月1日より施行されている（2003-1176）（庇護権に関する法律 [Loi relative au droit d'asile]、俗称：ド・ヴィルパン法 [Loi de Villepin]）。改正の目的は、第一義的には、それまでのフランスの難民認定制度を合理化することによって、毎年の申請数の増加に伴い長引いてきた審査期間の短縮を図ることであった。

他方で、欧州連合における難民庇護政策の位置づけの変化が大きく影響している。すなわち、欧州連合では、1999年のアムステルダム条約発効により、それまでいわゆる第三の柱に属していた難民庇護政策が、第一の柱である欧州共同体（EC）分野に移された。第三の柱においては、閣僚理事会での意思決定は全会一致で採択され、政府間協力が基調となっており、欧州司法裁判所の強制管轄権も及ばない。第一の柱に移された難民庇護政策は、ニース条約（2001年署名、2003年発効）に基づいて、アムステルダム条約発効後5年間の猶予期間を経て、立法の存在を前提に、関連措置に欧州議会が関与する共同決定手続が

2) 滝沢正『フランス法』三省堂、1997、195頁参照。

3) 詳しくは、François Luchaire, La loi relative à l'entrée et au séjour des étrangers et au droit d'asile devant le Conseil constitutionnel, Revue du Droit Public, 1998, p.1015-1035 参照。以下、「1952年法」は、1998年法による改正を経たもの、「現1952年法」は、2003年法による改正を経たものとする。

適用されることになり、閣僚理事会の特定多数決事項となった。欧洲司法裁判所の強制管轄権も及ぶ。1999年のタンペレ首脳理事会では、欧洲に共通の難民庇護政策を具体化する最初の基準や措置が2004年5月までに採択されることが目標とされ、長期的には、「共通の難民認定手続や欧洲連合全域に有効な難民資格が付与される統一的な地位」を構築することも検討課題となっている⁴⁾。2003年のフランスの法改正は、こうした動きに対応するためにも必須だったのである。

欧洲各国の2003年の難民資格申請数は減少しているが、唯一フランスだけが、増加率は減ったものの、1.3%増を記録している⁵⁾。今後欧洲の規範の各國での実施や新たな立法措置が本格化するにあたって、フランスの難民認定制度は、いかなる位置づけをもち、いかに運用されるのか。

本稿は、こうした問題意識に基づき、2003年改正法施行前および施行後のフランスにおける難民認定制度の内容と問題点(一)、および欧洲連合の共通難民庇護・移民政策(二)について、整理を試みることを主題とする。

一 フランスにおける難民認定制度

1 1952年法に基づく制度の内容と問題点

(1) 難民認定手続の開始

① 仮滞在許可

庇護を求めてフランス領土内に（正規にまたは不正に）入国した申請者⁶⁾は、

4) タンペレ欧洲理事会議長総括参照、1999年10月15～16日。

5) OFPRA, Rapport d'activité 2003, p.4. イギリス—44.9%、ドイツ—29.1%、オランダ—28%、デンマーク—25%などである（後掲表2参照）。

6) それ以外には、①外国における在外フランス大使館への申請、②国境、空港での入国時における難民認定申請がある。磯部力『ヨーロッパにおける移民及び不法就労者問題に関する研究調査』（法務省報告書）1994年、4頁および多賀谷一照『フランスの外国人法制』（法務省報告書）35頁参照。これらの場合、申請が明らかに根拠のないもの

まずその居住する県知事（＝国の代表、パリにおいては警視総監）の下に出頭し、その審査に服することになっている（1952年法10条1項、現8条1項）。その際、申請はフランスにおける外国人の入国滞在要件⁷⁾であるビザなどの書類を所持しないことのみを理由にしては、拒否されない（同2項）。すなわち出入国管理法制上の「不法滞在」者であっても、そのことによって、難民庇護資格申請上不利益を受けるべきではなく、正規入国・滯在外国人と同等に審査されるべきであるとされている。

県知事は、申請者の指紋を採取した後（OFPRAによって審査される）、申請者に対し、難民庇護申請書を手交し、1ヵ月の仮滞在証を交付する（document provisoire de séjour）。申請書が提出され、OFPRAに登録された段階（OFPRAは、受託証明書〔récépissé de dépôt〕を交付）で、県知事は、改めて3ヵ月の仮滞在証を交付する。仮滞在証は、OFPRAおよびCRRにおける手続が続く限り更新され、庇護申請者は出身国に退去を命じられることはない。ただし、1991年9月26日の通達（俗称：クレッソン通達〔circulaire Cresson〕）以来、仮滞在期間中、原則として労働は許可されることになっている。

仮滞在許可を受けた者は、居住施設や金銭的援助の提供を受ける⁸⁾。

居住施設の総受入規模は、2003年7月1日現在、15,689部屋（ホテルでの宿泊および緊急時の受容施設約15,000を除く）であり、その代表的な施設や部屋数は、以下の通りである。

(i) 仮入居センター（Centres de transit）：施設数2、部屋数146。

でない限りは、申請者が退去強制を強いられることはない。申請が明白に根拠を欠くかどうかは、外務省の意見を聴取した後に内務省が判断する。外務省の意見は、専門の代表が申請者の待機している場所に赴き、面談を行った後に明らかにされる。明白に根拠を欠くものではないために、入国が許可された場合には、申請者は県知事に難民資格の申請を行えるよう通行証が発行される。この手続に該当する事例はほとんどがパリの空港（ロワシー空港）で行われるという（年間数百件）。Ministère de l'intérieur, Le droit des étrangers en France, the Law on Aliens in France, Trèfle Création, janvier 2000.

7) 1945年11月2日のオルドナンス（45-2658）5条。

8) OFPRA, Chiffres clé (asile) 2003 参照。

- (ii) 暫定的居住センター (Centres Provisoires d'Hébergement) : 施設数 28、部屋数1,028。
- (iii) 庇護申請者受入センター (CADA [Centres d'Accueil pour Demandeurs d'Asile]) : 施設数165、部屋数11,480 (一部に総社会手当が支給される)。
- (iv) 庇護申請者緊急受容施設 (AUDA [Accueil d'urgence pour demandeurs d'asile]、パリ周辺) : 部屋数1,200。
- (v) 暫定的居住施設 (Dispositif d'hébergement temporaire conventionné avec la Sonacotra et l'AFTAM, Sonacotra [Société nationale de construction pour les travailleurs]、AFTAM [«Accueil et Formation】]と提携、) : 部屋数1,835。

また、金銭的援助として、待機手当、社会復帰手当、総社会手当がある。

待機手当 (allocation d'attente) は、県知事より仮滞在を許可され、OFPRA が発行した難民庇護申請受託証明書を保持する申請者が、財産を喪失し、フランスに入国して 1 年を満たない場合に、移民支援社会局(SSAE、Service Social d'Aide aux Emigrants、雇用・連帯省管轄局) によって支給される手当である。この手当は、社会復帰手当の支給を待つ間、当面の必要経費を援助するために、一時金として支給される。成人 1 人あたり 304.9 ユーロ、16 歳未満の子ども 1 人あたり 106.7 ユーロである。

社会復帰手当 (allocation d'insertion) とは、県知事より仮滞在資格を付与され、OFPRA が発行した受託証明書を保持する申請者に 1 日あたり 9.55 ユーロの額を月ごとに支給する手当である。労働法 (R-351-10) に基づき、ASSEDIC (Association pour l'emploi dans l'industrie et le commerce、商工業雇用協会) の審査を受け、申請者の状況に応じて最大 1 年間支給される。

総社会手当 (allocation sociale globale) は、CADA に居住する申請者に対し、家族の人数および CADA で受けている給付の内容に応じた額が支給される手当である。

② 優先手続 (procédures prioritaires)

申請を最初に受理する県知事は、1952年法10条 3 項 1 ~ 4 号 (現 8 条 3 項

1～4号)に規定された理由による場合に限って、仮滞在またはその更新を許可しない旨自ら判断することができる。

1952年法10条3項：

「1967年1月31日のニューヨーク議定書によって修正された前記1951年7月28日のジュネーヴ条約33条⁹⁾の遵守を条件として、以下の場合にのみ、庇護申請者のフランスへの受入を拒否しうる。

1 (i) 欧州共同体加盟国に提出された、庇護申請の審査に責任を有する国の決定に関する1990年6月15日のダブリン条約¹⁰⁾または、(ii) 1990年6月19日にシェンゲンで署名された協定¹¹⁾2編7章、または、(iii) 1990年6月15日の条約の署名会議議事録に付則された宣言に従って他の諸国と締結した、ダブリン条約同様の条約の諸規定の適用によって、庇護申請の審査が他の国家の権限に属する場合¹²⁾。

9) 「1 いかなる締約国も、どのような手段をもってしても、難民を人種、宗教、国籍、一定の社会的グループへの帰属、政治的意見を理由に、その生命または自由が脅かされている領域の国境内に、追放し、退去を強制してはならない。2 ただし本人が滞在する国の安全にとって危険であると考えられる重要な理由がある場合、またはとりわけ重大な犯罪の刑を宣告され、当該国の共同体にとって脅威となる難民は、本規定の利益の享受を援用することはできない。」

10) ダブリン条約の下では、他の加盟国に庇護申請を行った者に対して、一定の条件下に、一次的なフランスへの入国を内務大臣が許可する制度が設けられている。逆に、フランスに対して庇護申請を行った者に対し、他国への入国を県知事が要請する。1998年においては、前者は1,500件、後者は1,000件が記録されている。Ministère de l'intérieur, op. cit..

11) 1990年6月にベネルクス三国・ドイツ・フランス間で締結され、その後イタリア・スペイン・ポルトガル等が加盟。国境での審査の段階的廃止を定め、庇護申請の審査に関する非重複原則(principe de non-duplication)から、他国で申請を認められなかった者につき、フランスが申請の審査義務を免れることを可能にする内容を含んでいる。同条約の批准は、1946年憲法前文第4段の庇護を受ける権利の保障に抵触するとして、憲法改正の契機となつた。1993年9月23日、コンセイユ・デタも憲法改正の必要性を認める見解を示している。

12) ダブリン条約、シェンゲン協定によって、庇護申請の審査権限は、次の順番により、各構成国に属する。(i)過去において最も長期のビザを発給している国、(ii)当該外国人が最初に立ち寄った国、(iii)難民庇護申請がなされている国(磯部前掲報告書11頁、多賀谷前掲報告書36頁。)

2 庇護申請者が前記1951年7月28日のジュネーヴ条約1条C項5号の規定¹³⁾が適用される国の国籍を保持している場合。

3 当該外国人のフランスにおける存在が、公の秩序に対する重大な脅威を与える場合。

4 庇護申請が意図的な不正行為による場合、または庇護手続の濫用とみなされる場合、または宣告され、もしくは差し迫った隔離措置を妨げる目的のためにのみ申請が行われた場合。とくに異なる身分に基づく複数の庇護申請を不正に行う場合には、庇護申請手続の濫用とみなされる。」¹⁴⁾

このうち、1の場合には、OFPRAが難民資格審査を行うことはない。

2～4の場合に、OFPRAによる審査（同条5項に基づく）は、期限は設けられていないものの、迅速に行われる¹⁵⁾。この場合、仮滞在資格も許可されず、手当も支給されない。またCRRへの付託も退去強制命令を停止する効果をもたない。これを優先手続という。

OFPRAは、2003年には、全体の9.6%にあたる5,223件を優先手続に基づいて審査している。前年の4,388件に比して、19%の増加である。またこの件数の26%が再審査の案件である。地域別には、欧州／地中海沿岸地域出身の申請者にとくに優先手続が用いられている（2,263件〔うち再審査件数が533〕で、全体の54%）。申請者の出身国別では、アルジェリア（769件）およびトルコ（692）、ハイチ（490）、スリランカ（278）、中華人民共和国〔以下中国〕（187）などがある。

なお、上記1～4に該当する場合であっても、あらゆる人に庇護を与える国家の主権的権限を妨げるものではない（同条4項）。

13) 特定の庇護申請者の出身国において、難民資格の根拠としていた状況が失われた場合には、難民資格による庇護がもはや与えられなくなる旨定めた規定。以下の国籍保持者に適用される。ハンガリー（1991年1月8日～）、ポーランド（1991年1月8日～）、旧チェコスロヴァキア（1991年1月8日～）、ベナン（1992年4月2日～）、カーボベルデ（1992年4月2日～）、チリ（1994年2月21日～）、ルーマニア（1995年6月20日～）、ブルガリア（1998年7月20日～）。

14) この1～4号の内容は、2003年法による改正の対象となったが、詳細は後述する。

15) 通常は、2、3日で行われるという。

(2) OFPRAによる審査

OFPRAは、難民庇護に関する条約¹⁶⁾、国際協定および調停の実施を関係各省部局と連携しながら確保し、難民および無国籍者を法的・行政的に保護する目的で設立された。権利能力を有し、財政的・組織的に独立した公共機関である（1952年法1条・2条）。

① 難民庇護申請数の増大と手続の遅延

OFPRAに対する難民庇護の申請数は、61,422件を記録した1989年をピークに1996年（17,405件）までは減少傾向にあった。この減少傾向は、OFPRAとCRRの人員増（1989年に240人増、1990年に510人増）により、申請後、決定が下されるまでの期間が短縮され、また前記1991年のクレッソン通達によって申請中の労働が禁止されたことで、申請中の滞在・労働のみを目的とした虚偽の申請が低減したことによると分析されている。しかし1997年以降、申請数は再び増加の一途を辿っている。不法労働の増加により、1991年の通達の効果が失われたためと考えられている¹⁷⁾。

2003年の新規申請数は、52,204件に上り、前年（51,087件）と比べて2.2%増加している。再審査申請数2,225件（前年〔1,790件〕比24.3%増¹⁸⁾）を加えると、総申請数は54,429件に上った（前年比2.9%増）。こうした申請数の増大を背景にして、OFPRAにおける手続の遅延は深刻な状況となっている。

新規申請数に同伴未成年の新規申請者数を加えた数値は、他の欧州諸国との比較において、第二位である（第一位イギリス61,050件、第三位ドイツ50,450件）。

16) OFPRA設立のきっかけとなったのは、とくに1951年7月28日のジュネーヴ条約である。それが、OFPRAと国連難民高等弁務官（UNHCR）との密接な関係の背景となっている。大戦後および冷戦前の国際情勢下において、難民問題を純粋に「国際的に」解決すべきという意見と「国家主権の観点から庇護権の脈絡で」解決すべきという二つの対立する意見との妥協の結果、1952年法によりOFPRAが設立された。国際法実施のための国内的手段であると説明されている。OFPRA, *Les missions...*, op. cit., p.1.

17) OFPRA, *Les missions...*, op. cit., p.5.

18) 再審査申請者の主たる国籍は、トルコ（584件）、スリランカ（291件）、ハイチ（152件）、バングラデッシュ（116件）である。

表1 欧州諸国における庇護申請国際比較（1999-2002）

国名	1999	2000	2001	2002
オーストリア	20,130	18,284	30,135	37,074
ベルギー*	35,777	42,691	24,549	18,805
デンマーク	6,530	12,200	12,512	5,947
フィンランド	3,107	3,170	1,651	3,443
フランス*	30,907	38,747	47,291	51,087
ドイツ**	95,113	78,564	88,287	71,127
ギリシャ	1,528	3,083	5,499	5,664
アイルランド	7,724	11,096	10,325	11,634
イタリア	33,000	15,564	9,620	7,281
ルクセンブルク	2,912	628	686	1,043
オランダ	39,300	43,895	32,579	18,667
ポルトガル	307	224	234	245
スペイン	8,405	7,926	9,489	6,179
スウェーデン	11,231	16,303	23,515	33,016
英国***	91,200	98,900	92,000	110,700
総計	387,097	391,275	388,372	381,912

出典：UNHCR、ジュネーブ；フランスの数値についてはOFPRA

* 未成年を含まない数値

**書類の提出がある場合にのみ未成年を含む数値

***同伴者を含む数値

表2 欧州諸国における新規申請数比較（上位8カ国）

国名	2002	2003	偏差2002／2003
英国	110,700	61,050	-44.9%
フランス*	58,987	59,768	+ 1.3%
ドイツ	71,130	50,450	-29.1%
オーストリア	39,350	32,340	-18 %
スウェーデン	33,020	31,360	- 5 %
ベルギー	18,810	16,940	-10 %
オランダ	18,670	13,400	-28 %
デンマーク	6,070	4,560	-25 %

出典：UNHCR

*2003年の数値は、未成年を成人の15%として勘定に加えている。

② 申請の地域別分類

OPERAに行われる申請は、申請者の出身ごとに、主として3つの地域別に分類されている。(i)アジア、(ii)欧州／地中海沿岸地域、(iii)アフリカ／アメリカである。

アジア（中国、スリランカ、パキスタン、バングラデッシュ、インド、モンゴル等）からの申請者は、1999年以降減少傾向にあったが、また増加に転じ、2003年は10,829件であった（2002年は7,340件、1999年は10,756件）。中国出身者の申請が最も多い。

欧州／地中海沿岸地域（旧ソ連諸国、中央アジア、トルコ、アルジェリア、他のアラブ諸国、旧ユーゴ諸国等）からの申請者による2003年度の申請数は22,722件であり、前年（20,607件）比5%増である。旧ソ連諸国が最も多く、新規申請件数の34%を占める。そのうちの3/4がチェチェンの出身である。

トルコからは、2003年に6,761件の申請があり（前年〔6,580件〕比3%増）、アルジェリアからの申請は、2003年に2,431件となり、さらに減少傾向を強めている。旧ユーゴ諸国からの申請は、2,730件（前年比12%増）。その増加の要因は、ボスニアからの申請である（746件）。

アフリカ／南米諸国からの申請は、20,878件に上り、前年比13%減である。コンゴ人民共和国（4,407件—全体の22%）、モーリタニア（2,324件）、コンゴ共和国（1,762件）、ハイチ（1,403件）からの申請者が多い。2002年9月の危機を背景に、5番目に多いコートジヴォワールからの申請は、1,329件（前年比122%増）に上っている。

また、6ヶ月以上にわたって未決状態にある案件の処理を目的として、2001年10月に「ユーロ・アフリカ部門（Division Eurafrique）」が創設され、2002年1月から活動を開始、2003年3月1日には、組織再編成が行われ、強化されている。取扱件数の最も多いのが、アフリカ（コンゴ人民共和国、コンゴ共和国、ナイジェリア、シエラレオネ、ギニア共和国、カメルーン、コートジボアール、アンゴラ）であり、次に欧州（旧ソ連、旧ユーゴおよびトルコ）である。

なお、2003年1月1日以降、ユーロ・アフリカ部門を含むすべての地域別部

門において、複数のチームが創設され、増員されて、案件処理に効果が上がっている。

③ 難民資格の認定

1952年法 2条 2項（現 2条 II-2項 1号）は、難民を次の 2つの類型に分け、定義している。

第一に、憲法上の庇護（asile constitutionnel）の対象となる難民、すなわち1946年憲法前文第4段¹⁹⁾に規定された「自由のための活動を理由に迫害されている者」である。これは、1998年5月11日の法律改正によって新たに庇護の対象に加えられた者で、「自由の闘士（combattants de liberté）」とも呼ばれている。

第二に、条約上の庇護（asile conventionnel）の対象となる難民、すなわち「1950年12月14日の国連総会で採択された国連難民高等弁務官（UNHCR）事務所規程第6条、7条に基づき、UNHCRの任務遂行の対象となる者」および「難民の地位に関する1951年7月28日のジュネーヴ条約第1条の定義に該当する者」である。

これら難民に該当するか否かの審査にあたっては、(i)事実（証言）の信憑性の確認、および、(ii)難民認定基準による評価が行われる。その場合、(i)口頭審査を伴う手続と、(ii)口頭審査を行わず書類審査のみによる手続があり、申請者の国籍等にかかわらず、案件の複雑さの度合いによって区分されている。口頭審査には、案件ごとに保護官（OP、Officier de Protection）1人が対応し、必要に応じて通訳が付される。口頭審査の召喚率は、2003年で67.76%（2002年は63.6%）。実際に口頭審査が行われた割合は49%（2002年は46.3%）。2002年で約45,000人が召喚され、32,475人が口頭審査を受けている。

口頭審査の有無にかかわらず、1つの案件について、OFPRAの審査は、少なくとも担当保護官レベルとその上級職員レベルとの2段階にわたって行われ

19) 「自由のための活動を理由に迫害されたすべての者は、共和国の領土において庇護を受ける権利を有する。」

る。さらに必要に応じて局長が案件を取り扱う場合がある。

④ 難民資格の付与

2003年、OFPRAは、人員増などを通じて、審査の効率化・迅速化を目標に掲げ、その成果は、数値に現れている。2003年におけるOFPRAの決定は、67,030件に上り、前年(50,206件)比33.5%増となっている²⁰⁾。月平均取扱件数は、5,586件である(前年平均は4,184件)。1953年デクレ4条に規定された4ヶ月の審査期間を超える滞積件数は、2003年末で8,800件となり、前年末の22,246件を大幅に下回っている。4ヶ月内のものを含む滞納案件の総数は、22,900件(前年末約35,200件)である。なお、手続の遅延はそれぞれの事案の難しさ、複雑さに起因する。中国出身の申請者の事案が平均1ヶ月で扱われるすれば、トルコ出身の申請者の事案は7ヶ月、ルワンダ出身の申請者の事案は1年以上かかるといわれている²¹⁾。

OFPRAが難民資格を認定した場合、難民資格証(*certificat de réfugié*)が交付され²²⁾、申請者に難民の地位が与えられる。これを受けて県知事からは、10年の滞在許可証(更新可)が交付される。この滞在許可証は、労働許可およびパスポートに代わる渡航許可としても有効である。難民は、フランス人に準じた権利を享受し、配偶者および子どもとともに家族生活を送る権利も保障される。

2003年の難民認定数は6,526件であり、OFPRAの最初の決定全体に対する認定率は、9.8%(6,526/67,030)である。

2002年12月31日時点において、難民(または無国籍者)の地位にある者(*réfugiés statutaires*)の数は、未成年者を除いて、100,838人(前年102,182人)、そのうち708人が無国籍者である。

20) このうち、59,818件が否決、6,526件が資格認定、686件が削除。

21) OFPRA, *Les missions...*, op. cit., p.4.

22) 2004年1月1日より、難民資格証は、従来のようにカード(*carte de réfugié*)を交付するのではなく、資格認定を通知する証明書が送付され、難民資格については、滞在許可証に記載されることになった。

表3 最も認定率の高いもの（申請者国籍別）（2003）

	新規申請数	O F P R Aの認定率	C R R含む全体の認定率
ルワンダ	343	63.7%	66.4%
エチオピア	37	53.6%	53.6%
ボスニア＝ヘルツェゴビナ	746	46.2%	49.2%
テュニジア	34	40.0%	45.7%
ロシア	2,147	36.4%	46.5%
ブルンジ	74	32.8%	41.8%
チャド	212	25.5%	29.3%

出典：OFPRA, Rapport d'activité 2003, p.13

表4 最も認定率の低いもの（申請者国籍別）（2003）

	新規申請数	O F P R Aの認定率	C R R含む全体の認定率
中国	5,294	0.9%	1.1%
インド	811	0.9%	5.9%
ナイジェリア	1,209	0.8%	1.9%
モルダヴィア	1,778	0.4%	2.6%
マリ	1,202	0.2%	0.5%

出典：OFPRA, Rapport d'activité 2003, p.13

難民資格者の国籍別分布は均衡を欠き、2003年12月31日現在、アジア系が52%と半数以上に上るが、減少傾向にある。欧洲系は申請時には申請者全体の約1/3を占めているにもかかわらず、資格者の割合は、全体の23%にすぎない。アフリカ系の資格者の割合は21%と増加している（2002年は19%、2001年は15%）。

帰化、移住、死亡、辞退などによる難民資格の喪失に関しては、明確に把握するのは困難とされている。なかには、難民資格証の更新期限に遅れたり、OFPRAへの申告なしに難民の地位を放棄する者もいるとされる。

1952年法4条および2004年デクレ9条3項に基づき、OFPRAは難民資格者の法的・行政的な保護の任務を担っている。具体的には、主として難民資格者

のエタ・シヴィル (état-civil、民法上の身分) の再編成、証明、管理を行い、出身国機関に代わって、役所や領事館の代役を務めている²³⁾。2003年には、約174,000通、2002年には約168,000通のエタ・シヴィルに関わる書類が発行されている。また最近の新規難民資格取得者の情報は、徐々にコンピューター管理がなされている。

2003年のOFPRA職員増員の効果によって、9,790人が新たに保護の対象に加えられた（2002年には、8,495人）。

⑤ その他の法的活動

OFPRAは、CRRに提出される各申請者の書類の作成、および場合によってはOFPRAの決定に関する意見書の作成に携わる。これらの書類や意見書は、コンセイユ・デタないし普通行政裁判所への提出が必要になる場合もある。

警視庁や裁判官などの要請に基づき、時として指紋の照合などを伴う対応を行う。

OFPRAは、難民資格者のみならず、申請者すべてのエタ・シヴィルを保有かつ管理し、指紋鑑定用の機密ファイルを管理する。これらは手続の不正利用を察知し、ダブリン条約に基づく庇護対象者の引渡しなどの際に用いられる。

(3) CRRによる審査

① 性質および機能

CRRは、OFPRA局長が難民資格の取得や延長を認めない外国人や無国籍者の訴えに基づいて判決を下す（1952年法5条2項）、独立の特別行政裁判所である。OFPRAが難民認定を否決した場合、申請者は、1ヵ月の猶予期間内にCRRに訴訟提起することができる。

CRRの裁判所としての性格は、1952年法ないし1953年5月2日のデクレ（2004年8月14日のデクレ〔2004-814〕で改正されている）のいずれにも明記

23) 可能な限り、資格喪失後も書類の管理が行われている。

表5 CRRの活動の推移

年	登録訴訟件数	判決数	難民資格認定数
1982	4,609	3,269	385
1983	5,307	3,099	368
1984	5,819	2,873	220
1985	13,430	6,051	345
1986	14,010	9,071	447
1987	14,737	11,438	682
1988	15,657	15,726	1,107
1989	16,513	20,439	1,433
1990	50,771	51,585	2,177
1991	53,615	61,138	3,580
1992	26,060	34,606	2,816
1993	19,179	17,177	1,419
1994	16,954	17,346	1,009
1995	17,364	16,037	696
1996	13,622	16,673	861
1997	13,600	13,450	836
1998	13,483	12,788	1,139
1999	15,687	13,755	1,249
2000	20,124	18,089	1,800
2001	26,140	22,090	2,336
2002	31,502	23,916	2,255

出典：CRR, Eléments statistiques, p.1

表6 国籍別訴訟件数（2002年に100を超えた国籍）

国名	2002年		2001年		
	総件数	全体の比率	総件数	全体の比率	01年／02年比
トルコ	3,615	13.83%	2,910	11.13%	+24.23%
コンゴ人民共和国	3,382	12.94%	1,997	7.64%	+69.35%
中国	2,364	9.04%	3,120	11.94%	-24.23%
マリ	2,168	8.29%	2,587	9.90%	-16.20%
スリランカ	1,861	7.12%	1,417	5.42%	+31.33%
アルジェリア	1,677	6.42%	1,443	5.52%	+16.22%
モーリタニア	1,649	6.31%	731	2.80%	+125.58%
ハイチ	1,624	6.21%	2,391	9.15%	-32.08%
コンゴ	1,373	5.25%	467	1.79%	+194.00%
ユーゴスラヴィア	1,030	3.94%	1,137	4.35%	-9.41%

グルジア	740	2.83%	375	1.43%	+97.33%
ロシア	720	2.75%	480	1.84%	+50.00%
ギニア	602	2.30%	435	1.66%	+38.39%
アンゴラ	565	2.16%	300	1.15%	+88.33%
バングラデッシュ	544	2.08%	825	3.16%	-34.06%
セネガル	479	1.83%	481	1.84%	-0.42%
モルダヴィア	451	1.73%	573	2.19%	-21.29%
アルメニア	423	1.62%	332	1.27%	+27.41%
アルバニア	418	1.60%	174	0.67%	+140.23%
ウクライナ	377	1.44%	568	2.17%	-33.63%
コートジボアール	331	1.27%	176	0.67%	+88.07%
シェラレオネ	322	1.23%	108	0.41%	+198.15%
ナイジェリア	307	1.17%	132	0.50%	+132.58%
インド	299	1.14%	526	2.01%	-43.16%
パキスタン	278	1.06%	485	1.86%	-42.68%
アゼルバイジャン	172	0.66%	136	0.52%	+26.47%
中央アフリカ共和国	136	0.52%	104	0.40%	+30.77%
ボスニア	173	0.40%	105	0.40%	+64.76%
イラン	166	0.39%	102	0.39%	-4.9%
その他	3,256	10.33%	1,523	5.83%	+118.32%
総計	31,502	100.00%	26,140	100.00%	+20.52%

出典：CRR, Eléments statistiques, p.2

表7 2002年に下された判決の内訳

	命令	通常部会	統合部会	総計	全体に対する比率
1 不受理	2,990	136	0	3,126	13.07%
2 撤回	324	93	0	417	1.74%
3 不認定		18,025	4	18,029	75.38%
A 小計(1+2+3)	3,314	18,248	4	21,572	90.20%
4棄却	52	36	0	88	0.37%
5取消		2,255	1	2,256	9.43%
B 小計(4 + 5)	52	2,291	1	2,344	9.80%
総計(A+B)	3,366	20,545	5	23,916	100.00%
全体に対する比率	14.07%	85.90%	0.02%	100.00%	

出典：CRR, Eléments statistiques, p.2

されていないが、1957年3月29日のコンセイユ・デタ訴訟部会 *Paya Monzo* 判決 (Leb., p.225) で確認されている。

CRR は、完全裁判訴訟を扱う裁判所として、OFPRA がその決定の際にもたなかつた要素をも含む、自らが収集したすべての要素に基づいて、難民資格を認定することができる (1982年1月8日コンセイユ・デタ訴訟部会 *Aldana Barrena* 判決 [req. no. 24948, Leb., p.9])。

CRR による難民資格の認定は、絶対的既判力を付与され (1988年4月1日コンセイユ・デタ訴訟総会 *Bereciartua Echarri* 判決 [req. no. 85234, Leb., p.135])、仮に不正に得られた事実に基づくものであっても、再審の訴え (recours en révision) がなければ、その判決が撤回されることはない (1997年12月5日コンセイユ・デタ訴訟部会 *Ovet* 判決 [req. no. 159707, Leb., p.459])。

この20年間で、CRR の訴訟件数は急増しており、80年代には5,000件に満たなかつた件数は、1990年から1991年の間には50,000件以上に増え、1996年から1998年の間には、140,000件未満に減少したものの、その後はまた増加に転じている。こうした状況に対応するため、CRR は、難民庇護申請者が享受する手続的な保障を担保しながら、合理的な期間内に判決が下されるよう、努めているという (2001年現在、判決までに要する期間は、平均24週となっている)²⁴⁾。

また、CRR は、ジュネーヴ条約31、32、33条の措置 (退去強制、国外追放、居住指定など)²⁵⁾を受けた難民資格者による申請を審査し、これらの措置の維持または取消に関して意見を作成する。この限りにおいて、行政諮問機関の役割をも担っている。

② 組織と構成

CRR の議長は、コンセイユ・デタ副長官が任命したコンセイユ・デタの構成員が務めている。議長は、行政上の職務の他に、3つの裁判上の職務を果たしている。すなわち、(i)通常部会および統合部会 (sections réunies) において長

24) Commission des Recours des Réfugiés, La Commission des Recours des Réfugiés, p.5.

25) 1952年法5 b条、現5条Ⅲ。その場合の訴えの猶予期間は、1週間。

を務めることができ、(ii)統合部会における、事件の取扱を決定できる。また、(iii)命令による訴えの取下げを承認し、訴えの根拠の否定・明白な事由による不受理の決定により、訴えを棄却することができる(1953年デクレ21-3条、現1952年法5条V)。

やはりコンセイユ・デタの副長官によって任命される事務局長は、行政上の職務において議長を補佐し、議長とともに裁判が正しく機能するよう努める。

9つに分かれる部会は、それぞれに、4～5人の部会長(全体で30～40人の部会長がいる)、7～9人の報告担当官(rapporteurs)が配置されている。各部会は、部会長1人、OFPRA代表1人、UNHCR代表1人によって構成される。

部会長(コンセイユ・デタまたは行政裁判所もしくは行政控訴院、会計院の構成員)は、審理を運営し、法廷の秩序維持を図る。1980年代末の訴訟件数の増加を背景に、1990年7月2日の法律(90-550)は、現役のほか、名誉職にある者からの任命も認めるようになった。それぞれ任命は、コンセイユ・デタ副長官または会計院第一院長が行う。任期は1年である。

OFPRA代表は、OFPRA理事会(Conseil d'Office [OFPRA])²⁶⁾によって、OFPRA内または外部から任命されるが、通常はOFPRA理事会を構成する各省庁(社会問題省、内務省、外務省、司法省)の出身者が選ばれる。なおOFPRA理事会代表が裁判の構成員に加わることが、CRRの独立性、公正性を害しないかが問題になりうるが、この点については、ヨーロッパ人権裁判所が、ヨーロッパ人権条約6条(公正な裁判の保障)は、民事または刑事上の権利・義務に関わらない外国人の出入国に関する措置には適用されないと判断している(2000年10月5日ヨーロッパ人権裁判所 *Maouia* 対フランス判決[*JDI, janvier 2001, p.191*]。したがって、難民資格認定に関わるCRRの条約適合性が問われることはないとみなされる。

CRRにおけるUNHCR代表の存在は、フランスの制度の特徴である。実際CRRは、国際機関の代表が議決権をもって参加するフランスで唯一の裁判所で

26) 現1952年法の下では、OFPRAは、行政理事会(conseil d'administration)によって運営されることになった。

ある。各部会では、常任のUNHCR代表が、自ら予め作成したリストに掲載されているUNHCR内外の人物から選任する²⁷⁾。

CRRには、1992年7月30日のデクレ(92-732)によって創設された統合部会と呼ばれる公判方式があり、前例のない法的問題について判断を下すほか、判例の整合性を確保する機能を果たしている(2004年デクレ13条)。事件は、判決によって、あるいはCRR議長の発議によって、統合部会で扱われる。統合部会は、訴えのあった部会を含む3つの部会から成り、通常、CRR議長が部会長を務め、その他は部会長2名、OFPRA理事会代表3名、UNHCR代表3名で構成される。

CRRの構成員は、報告担当官の補佐を受ける(2004年デクレ24条)。報告担当官は、難民資格の申請書類の予審を担当するものの議決権は有しない。

(3) 訴訟手続²⁸⁾

訴えの猶予期間

CRRにおける手続は、無料である(2004年デクレ15条)。

原則として行政訴訟手続の一般原則に従う。ただし、普通法上の行政裁判の場合と異なり、提訴の期限は2ヵ月ではなく、1ヵ月である。庇護申請者は、したがってOFPRA局長による否決の通知から、CRRに提訴するまでに1ヵ月の猶予を有する。このように期限が短いことから、運用上、送付の際の消印が1ヵ月以内であればよいとみなされている。

あらゆる完全裁判訴訟に適用される一般原則によれば、暗黙の否決(décision implicite de rejet)、すなわちOFPRA局長による4ヵ月²⁹⁾の沈黙によって生じる否決の効果(1953年デクレ4条)に対しては、猶予期限は換算されない

27) 20～30人が登録され、外部からは、国際関係・地政学の研究者などが任用されることが多いといふ。現1952年法においては、フランス国籍保持者であることおよびコンセイユ・デタ副長官の諮詢を経ることが要件とされている(5条I-2項2号)。

28) Commission des Recours des Réfugiés, *Le droit des réfugiés en France*, Economica, Paris, 2000, p.44 et s.; Denis Alland et Catherine Teitgen-Colly, *Traité du droit de l'asile*, Presses Universitaires de France, Paris, 2002, p.279 et s.

29) 行政との関係における市民の権利に関する2000年4月12日の法律(2000-321)によって、2ヵ月に改められた(21条)。

(1993年7月20日 CRR 統合部会 *Appiah Thambu* 判決 [Rec. CRR, p.46])。

訴えが受理されるためには、手続上書面によることが必須とされ、訴えの理由がフランス語で起草されていなければならない³⁰⁾。訴えの期限満了前に、当事者が訴訟の趣意書、あるいはフランス語翻訳を作成しなかった場合には、「明白な事由」による不受理の決定がなされる (1989年3月22日コンセイユ・デタ *Mlle Wijenayake Mudalige* 判決 [req. no. 83959, Leb., p.99])。

CRR では、厳密な举証責任は課せられていないが、申請人は、必要なすべての要素を書類に添えることが要求されている。完全裁判訴訟の性質上、CRR は OFPRA の決定の合法性について審査を行うのではない。すなわち、判決の際に、CRR は、OFPRA がその決定の際に保有しなかったものをも含む、すべての要素に基づいて、当事者に難民資格の認定を受ける権利があるか否かについて、判断を下さなければならない (コンセイユ・デタ前記 *Aldana Barrena* 判決)。

CRR 議長は、明白な不受理の事由が存する訴えを、命令によって棄却することができる (2004年デクレ20条4項)。

訴えの停止的効果

CRR への訴えは、OFPRA による否決の効果を停止させ、申請人は、CRR の決定が下されるまでは、仮滞在許可の更新を受ける。ただし、1952年法10条(現8条)に規定されたいずれかに該当する場合 (公的秩序に対する危険、手続の濫用、ジュネーヴ条約1条C項5号が適用される国の国籍保持者) は、この限りでない。

裁判手続の対審的性質

CRR における手続は、対審で行われる。CRR は、OFPRA 局長に対し、その決定に対する訴えが行われた旨通知し、OFPRA に申請された書類および訴え

30) この点について、コンセイユ・デタは、CRRの事務局は、理由が付されていない、あるいは外国語で起草された訴えを訂正するよう、申請人に促すことを義務づけられてはないと判断している。

に対する意見書を作成するよう要求する。ただし、OFPRA局長は、意見書の作成を義務づけられてはおらず、CRR議長はその作成を強制する立場にはない（1991年4月17日コンセイユ・デタ *Mme Tango* 判決〔req. no. 113041〕）。OFPRAによって意見書が作成された場合には、CRRは、要求があれば申請人にそれを伝えなければならない（1988年8月12日コンセイユ・デタ *Kaane* 判決〔req. no. 78720〕）。

CRRの手続は、基本的に書面で行われるが、1952年法が規定するように口頭による手続も伴う。申請人は、CRRに対し口頭で説明を行うことができ、弁護士の補佐を受けることができる（1952年法5条4項³¹⁾）。

CRRは、申請人に対し、口頭での意見陳述を行うために、公開法廷への召喚を要請することができる旨伝え、要請を行った申請人を法廷に召喚する義務を負う（1978年7月26日コンセイユ・デタ訴訟部会 *Auguste* 判決〔req. no. 06629〕）。なお、1995年1月1日以降、要請の有無に関わらず、すべての申請人が召喚されることになり（ただし、訴えに明白な不受理の事由がある場合には、命令によって判断が下される）、CRRはこうした申請人の召喚に関する手続の保障を強化している。

書面によるあらゆる申立てに、CRRは回答する義務を負うが、口頭のみによる申立てには回答する義務はない（1991年10月7日コンセイユ・デタ *Tchouli* 判決〔req. no. 1028725, Leb., p.323〕）。

CRRの裁判は、公の秩序が非公開を要求する場合を除き、公開されなければならない（2004年デクレ24条）。CRR議長は、法廷の秩序維持をその責務とし、特別の理由がある場合に限り、申請人の要請によって非公開を決定できる。

申請人は公判の3～4週間前に召喚される。口頭弁論に際し、申請人はCRRの通訳の補佐を受け³²⁾、弁護士を立ち合わせることができる。また申請人は、以下3つの条件を満たす場合には、訴訟援助（aide juridictionnelle）³³⁾を受

31) 現1952年法5条IVでは、加えて通訳の補佐を受けることができると明文で定められている。

32) CRRにおいては、毎月40以上の言語の通訳が行われている。

33) 訴訟援助に関する1991年7月10日の法律（91-647）。

ける。すなわち、(i)フランスに正規に入国していること、(ii)資力に限界があること、(iii)訴えが明白に受理できない、または根拠を有さないものではないことが必要である。CRRの訴訟援助室による訴訟援助不認定の決定に対する申立は、一定の条件の下で、CRR議長に対して行うことができる。

弁護士は、手続のあらゆる段階において指名することができる。

表8 訴訟援助

	請求	不認定+取下げ	認定	決定総数	認定率
2001	7,296	5,078	2,483	7,561	32.84%
2002	7,168	4,987	2,537	7,518	33.75%
増加率	-1.75%	-1.79%	+2.17%	-0.57%	+0.91%

出典：CRR, *Eléments statistiques*, p.3

事件の予審を行ったCRR報告担当官が意見を述べた後、申請人および場合によりその弁護士が意見を述べる。判決は、非公開の合議によって下され、合議の後3週間以内に関係当事者に通知される。

上告手段

CRRは、その判決の実質的な誤りの補正を求めて訴えられる場合がある。訴えが受理されるには、事案の判断に影響する実質的な誤りがなければならない³⁴⁾。コンセイユ・デタは、CRRの判決に対する破毀審として、法律問題につ

表9 コンセイユ・デタへの上告数

年	委員会による判決数	上告数	上告率
2001	22,090	1,078	4.9%
2002	23,916	776	3.2%

出典：CRR, *Eléments statistiques*, p.3

34) OFPRAによって上告が行われる場合もあるが、非常に稀である。

いてのみ再審査する。

コンセイユ・デタには2ヵ月の猶予期間内に訴えられなければならず、破毀上告は、弁護士を介して行われなければならない。コンセイユ・デタへの破毀上告は、既判力を有するCRRの判決の効果を停止するものではない。最終的にCRRは、コンセイユ・デタによる破毀の決定に服する。

④ 他の裁判所との関係

コンセイユ・デタとの関係

コンセイユ・デタは、裁判機能としては、最高行政裁判所の地位を有するが、法令が特別に難民認定訴訟について審理を委ねている特別（例外）行政裁判所の一つであるCRRとの関係においては、その判決に対する破毀審としての管轄権をもち、法律問題についてのみ再審査を行う。つまり、特別（例外）裁判所は、事案の特殊専門性に依拠して設置されたものであることから、事実問題に関しては、最高の判断権を有するのであって、コンセイユ・デタの統制にも服さない。コンセイユ・デタは、法律審として法的判断を示した後に、破棄する場合には、必ず原審に移送を行わなければならない。またコンセイユ・デタの判断は終局的であって、これに対する上訴機関は存在せず、司法裁判所による司法審査を受ける機会は、行政裁判所が司法権から独立した行政裁判権を有する大陸型の二元的裁判制度の下では、与えられていない。

なお、普通法上の行政裁判所および刑事裁判所も難民の地位に関し、判断を下すことはあり得るが、その可能性は非常に限定されている。また民事裁判所は、申請者の国籍に関して、付隨的な問題が生じた場合に判断を下す場合がありうるのみである。いずれの場合においても、特別の法令に基づく特別（例外）行政裁判所であるCRRの判決は、難民資格の認定に関し、その絶対的既判力が保障される。

普通行政裁判所との関係

原則として、難民資格の認定は、OFPRAとCRRの権限に属し、普通法上の

行政裁判所は、それを取り扱うことができない³⁵⁾。

例外的に、退去強制や、国外追放、強制送還に関する場合など、その管轄に属する訴訟に際し、出身国への送還が迫害の恐れを伴うか否か、したがって当事者が難民の資格を有するか否かが、付隨的に判断されることがあり得る³⁶⁾。ただしそれは、CRR の判断がまったく下されていない場合に限り認められ、CRR の判断は、絶対的既判力を有し、その結論を覆すことはできないとみなされている（1989年7月28日コンセイユ・デタ *Osa Arocena* 判決 [req. no. 105076, tables Lebon, p.686]、論告担当官 Abraham 論告参照）。

OPPRAの決定に対しては、その違法性の抗弁を提起しうる。OPPRAの不認定の決定の違法性について、原則として1ヵ月の猶予期間内に抗弁を提起しなければならない。

行政裁判所の判断は、CRR に対しては、既判力は及ばない。CRR は、例えれば、退去強制に関し、本国への送還が危険を伴うことを理由に、命令の取消を命じた行政裁判所の判決について、「他の目的の下で下された判決」は、CRR の判決に「影響を与える」ことはないと判断している（1994年10月14日CRR統合部会 *Ravikumar* 判決 [Rec. CRR, p.73]）。

刑事裁判所との関係

刑事裁判所も、刑事裁判（滞在、国外追放手続に関する法律などの違反）との関係で、難民資格について判断を下すことがありうる。破毀裁判所刑事部は、ジュネーヴ条約31条の難民の刑事免責規定に関連して、被告人の難民としての地位（31条および同条約1条A項2号〔難民の定義〕適用の条件を満たし

35) 例えば、1981年2月18日コンセイユ・デタ *Thai Tung* 判決 (req. no. 27558)。

36) 例えば、身分証明書および渡航許可の発行拒否に対する訴えに関して、1966年11月9日コンセイユ・デタ *Toumbouros* 判決 (Leb., p.593)、損害賠償拒否に関して、1996年12月12日ヴェルサイユ行政裁判所 *Kyota Mbuta Gil* 判決 (concl. Krulic, RFDA, 1997, p.295) 参照。また国外追放デクレに関して、1980年2月15日コンセイユ・デタ訴訟総会 *Winter* 判決 (Leb., p.87)、1984年9月26日コンセイユ・デタ訴訟総会 *Lujambio Galdeano* 判決 (Leb., p.308, TDA, no. 43) 参照。

ているかどうか)を判断するのは、刑事裁判所であると判断している³⁷⁾。刑事裁判所は、フランスの法律に対して条約の効力が優越する(憲法55条)ことから、ジュネーヴ条約の規定する難民の地位とフランスにおいてOFPRAが認定する難民資格とを区別する。すなわち、ジュネーヴ条約31条の刑事免責規定の適用において、OFPRAの決定(決定が行われていない場合も含む)のみに基づいて条約上の難民の地位を認定することは許されず、あくまで同条約1条に規定された実質的条件が当該被告人に承認されるか否かを刑事裁判所が独自に判断しなければならないとの立場をとる。(1989年2月15日エヴリー大審裁判所第52輕罪部*Ucaladu*判決[D. R., 1991, no. 133])。このように、刑事裁判所は、行政裁判所と異なり、CRRの判断に絶対的既判力を認めない。しかし、刑事裁判所の判断の既判力は、事実の確認についてのみ及び、事実の認定と評価については、最終的にはCRRの判断に委ねられているとみなされている(1993年6月18日CRR統合部会*Engin*判決[req. no. 230720])。1945年11月2日のオルドナンス31-1条(1993年8月24日の法律[93-1027]による)は、ジュネーヴ条約上の難民の地位の認定を、OFPRAおよびCRRに排他的に委ねているのであって、刑事裁判所が確認した事実が、難民資格認定のための条件を充足するか否かを最終的に判断するのは、CRRにほかならない。

民事裁判所との関係

民事裁判所の判断は、とくに難民庇護申請者の国籍との関係で問題となる。民法上、民事裁判所のみが外国籍・フランス国籍に関する訴訟を取り扱うことができる。したがって民事裁判所の国籍に関する判断は、OFPRAやCRRの審査にあたって、付隨的に問題となりうる。難民資格の認定が、出身国の迫害の危険をその基準とするため、その国籍の有無に関する判断は重要となる。

37) 1987年12月9日破毀裁判所刑事部*Boakye*判決(Bull. crim., no. 455, p.1203)、1987年10月21日同*Irin*判決(Bull. crim., no. 361, p.966)、1989年10月11日同*Tekin*判決(Bull. crim., no. 353, p. 855)。また、1988年3月17日ボビニー大審裁判所*Solaiman*判決(D. R., no. 37)参照。